令和4年度 第1回磐田市いじめ問題対策連絡協議会

1 日 時 令和4年5月17日(火) 午後3時から4時30分

2 場 所 磐田市市役所西庁舎 301,302 会議室

3 出席者 神農 清志 磐田市立青城小学校長(学校代表)

渡会 和 西部児童相談所 相談判定課長

杉山 秀之 静岡地方法務局 浜松支局 総務課長

川上 薫 磐田警察署 生活安全課長

寺田加代子 磐田市PTA連絡協議会(保護者代表)

齋藤佐香枝 磐田市人権擁護委員

髙杉 順也 こども・若者相談センター長

伊藤 方伸 地域づくり応援課長

小沼 裕樹 学校教育課長

4 出席職員 教育長 教育支援グループ長 担当指導主事

5 傍聴人 0人

教育長挨拶

○教育長

平成 25 年に出されたいじめ防止対策推進法をもとにいじめ問題対策連絡協議会が始まりました。あれから約8年に当たりますけれども、いじめの数については、減少しているというよりも、変わらない、またはちょっと増えています。これは、どういう状況にあるかということを先生方が見取る、または家族の方が見取るという状況であったほうがよいと判断しているということです。いじめの防止に関する第三者委員会については、市では、平成 27 年の段階で全て条例的にも規定してございます。

さて、いじめのとらえについて大切なことは何かというと、いじめに対してどれだけ時間が経過しているかという認識、関係性を分析的に見るということです。いじめは悪い、見逃すなとすぐに指導を加え、出てきた内容をもぐらたたきのようにたたいていくということでは、解決の方向性が見つからないこともあります。人間関係をもっと分析的に見ないと、解決に向けて進んでいかなくなります。もう一つ、お子さんや親御さんと話していくと、例えば、何かいじめられた現象があった場合、仕返しが怖いから、絶対そういう指導はしないでほしい、明るみに出るようなことはしないでほしいという話になることがあります。もちろんケースごとに異なりますが、親御さんにも一緒にここを乗り越えていきましょうという話をしてあげなければいけないと思います。確かに難しいところがあります。やはり、もしこれで失敗したらという思いも正直なところあったりするわけですけど、大切にしないといけないのは、何かあったら蓋をかぶせて、そのまま次へ通すということは出来ないということです。これは、被害側・加害側の双方に言えることです。自分自身の心の中の言葉を自分自身でつくって、乗り越えていくということが大切だと考えております。本日のいじめ問題対策連絡協議会は、関係機関の皆様の様々な視点から御助言をいただきながら進めていきたいと思いますので、本日はよろしくお願いいたします。

議事

- これまでの経緯といじめ防止のための基本的な方針について
- 磐田市のいじめの現状について 以上2点を、事務局から説明

意見交換

○学校代表

磐田市の小中学校では、いじめ防止の手だての一つとしていじめ認知件数を増やす取組を各学校で進めています。しかし、だからといって、学校生活が落ち着かなかったり、生徒指導上の問題が多くなったりしたということは決してありません。いじめ認知件数を増やすという取組で重大事案になる前にいじめを発見し、早期解決につながったと考えています。また、児童と職員の信頼関係がより固く構築され、いじめ防止及びいじめ解決への大きな一歩になったと職員一同改めて実感することが出来ました。

取組の例を紹介します。担任と児童の人間関係を構築し、いじめ認知を早期に、そして確実に行うため、年3回、生活アンケートとつながり週間という取組をセットで行っています。この生活アンケートには、いじめについての項目が含まれていますが、いじめについてだけ聞くのではなく、学校生活全般について聞く中で児童たちが自然に応えられるような工夫をしています。そして、その後、つながり週間として、児童全員と担任が1人1人、アンケート記入された内容をもとにして全員が面談を行っています。

間接的ないじめ防止の取組として、児童たちの自己肯定感を高め、職員と児童の信頼確保を深めるために、「ほめほめチャレンジ」をしています。校内でよい行いをしたり頑張ったりした児童に「ほめほめシール」を渡すという取組です。そして私たち職員については、職員の言葉遣いや人権、ジェンダーなどへ配慮する研修をとおして、職員が人として児童たちから尊敬されるような存在になりたいと思っています。いじめ問題というのは、職員全体で、学校全ての教育活動で考えていかなければいけないととらえております。

○児童相談所

いじめの定義にあるように、直接的には、児童生徒が児童生徒に対して行う行為ということがいじめの中心であると思います。児童相談所が関わる事例は、基本的には親子の問題に対する御相談です。例えば、いじめをしてしまう児童の指導に困っている保護者の方と一緒に考えていくことはできると思います。児童相談所は間接支援の機関ではありますが、いじめの問題に直面しているお子さんや保護者の方にとっては、相談先があるということは貴重であろうと思いますので、児童相談所なりの専門性を持って、対応していければと思っています。児童相談所は御家庭の御相談に応じていきますが、対応としてはそのお子さんを取り巻く、家庭や学校、地域社会等に何らかの働きかけをしていくというソーシャルワークをしていくことが中心になると思います。そういう意味で、児童相談所の専門性を発揮できればと考えています。

○法務局

法務局としては、一番は啓発活動です。人権擁護委員の先生の力をかりながら、県内の

小学校、中学校に今年もSOSミニレターを配っています。緊急事態に発展するような内容の場合には、学校と連携させていただくこともあります。学校へ連絡すると、すでに学校のほうでも認識されているということがあります。昔と違って学校の対応も早いと感じています。法務局としては、啓発活動に重きを置いていて、中学校人権作文コンテスト、小学校では、書道コンテスト、ポスターコンテスト等を通じて、いじめだけではなく、人権というものを認識していただいて、相手を思いやる心をもっていただくというところです。学校側とはうまく連携していると思っています。

○磐田警察署

警察といたしましては、基本的には、何かあれば事件で対応することになっています。ただ、令和3年度、令和4年に入ってからも、警察にいじめの相談というのはありませんでした。磐田市の学校の先生方が熱心に、いじめに対して指導していただいているので、警察へいじめの相談が来ていないのかなと思っております。学校と警察は、スクールサポーターやサポートセンターを通じて、日頃から、強力に体制を組んで、情報共有等、一緒に活動させていただいております。今後とも、いじめに関して、基本的には一時的には学校のほうで対応していただく中で、重大事件等があれば警察は積極的に介入させていただきますので、御協力のほうよろしくお願いいたします。

○磐田市PTA連絡協議会

いじめとか差別をなくすのはすごく難しいと思っております。いじめや差別に負けないレジリエンスを育てる教育が必要ということで、学校保健委員会では、専門家の先生による講演を開いていただきました。レジリエンスというのは、失敗やピンチ、ストレス、困難、落ち込み等から立ち直る心の力をつけるということ、ポジティブに感情を持ってほしいということと教わりました。今までは、頑張れ、頑張れと言っていましたが、すごく頑張っているからこれ以上頑張れなんて言えないということもあります。そこで、頑張って結果がうまくついてこなくても何とかなるよねということとか、すごく困った場合には、自分で抱え込まないようにして仲間に助けを求めるということも必要だと教わりました。仲間が身近にいれば助けを求められますが、仲間がいない場合でも、LINE相談やフリーダイヤルの電話相談があるということを、子どもたちもチラシやカードをもらって知っていると思います。

子どもから親に感謝の手紙をもらうことはありますが、親から子供に感謝の手紙を渡すことはなかなかないなと考えました。誕生日に生まれてきてくれてありがとうとか、日頃からお手伝いしてくれてありがとうなど、感謝の言葉を親からも常日頃、言えればと思います。

保護者は、子どもにとってヒーローであるかなとも考えました。児童が困っていたら異変に気づく。助けてくれる、守ってくれる。まずそこが保護者の役目かと思っております。 日頃から家族との触れ合いを大切にしていくことも大事で、料理を一緒につくる、一緒にゲームをする、一緒に散歩をする、というようになるべく子どもと一緒に過ごす時間が必要かと思います。常日頃から笑顔を絶やさずに、親子・家族で生活していければ、子どもたちも安心して生活できる、そのような世の中であって欲しいです。

○人権擁護委員

いじめに直接関わりがあるのは人権教室かもしれません。人権擁護委員の仕事は啓発活動なので、「ひまわりの花」を育てて、栽培する喜びや楽しさを実感してもらったり、夏休みの作品募集で人権について考えてもらったりというようなことをしています。大きなものとしては「SOSミニレター」です。夏休みに子どもたちがいろいろ悩んで2学期から学校になかなかなじめなくなってしまうということがあり、その前に問題解決できたらということで学校に届けてきました。去年から、その時期だけでなく、1年間通して子どもたちの悩みを吸い上げていこうということで「SOSミニレターボックス」を、学校の分かりやすいところに置いてもらい、子どもたちの悩みを年間通して受けられるような方法をとっています。私たちは法務局の方とともに返事を書くわけですが、子どもたちに寄り添って、解決につながるまでつながりを絶やさないという思いで対応しています。2回目、3回目と同じお子さんから相談という場合もあります。毎年、研修も受けています。そして、「こうしてみたらどうだろう、それでも駄目だったらもう1回お手紙くださいね」など、返信文を書くのにすごく悩みながらやっています。その中で感じることは、子どもたちの人間関係、大人もそうかもしれませんが、人間関係が希薄になっているように思います。うまくコミュニケーションがとれないということが大きな問題になってくると感じています。

人権教室ですが、コロナ禍のせいにしたくはないのですが、計画していた学校から中止の連絡を受け、実施できないこともありました。昨年度は、4小学校、1中学校、1支援学校で実施し、1,208人が人権教室に参加をしてくれました。小学校では、「人権って何だろう」ということをテーマに、3,4年生を対象に実施しています。同じDVDを見て話合いをするのですが、クラスによってあがってくる言葉が全然違うと感じています。あがった言葉を取り上げながら、今の子どもたちに合う人権教室が出来たらと考えて実施しています。中学校では「障害と人権」をテーマに実施しました。授業の週末では、「思いやり算」ということを伝えています。足し算は「助け合う」、引き算は「引き受ける」、掛け算は「声を掛け合う」、割り算は「分け合う」という人権の「思いやり算」です。子どもの言葉を大切にしながら、人権感覚を育んでいきたいと考えています。

○こども・若者相談センター

当センターでは、子供相談、女性相談、若者相談、この三つを3本柱でやっております。 今日の議題でもありますいじめ相談については、本人からの相談というのは非常に少なく、 また、保護者からの相談というのも非常に少ない状態です。子供相談では、不登校につい ては当センターにも相談があります。保護者の方は学校と連絡を取るなどしていろいろ対 策をされていると思われますが、他の相談機関を探し求めて当センターの子供相談にたど り着いたという方もいらっしゃいますし、先生との間に入ってほしいという相談も来てお ります。ケースに応じて、当センターの相談員が出向くこともあります。不登校などの問 題については、義務教育が終わった後もひきこもりという形で続くこともあるので、若者 相談ということで切れ目ない支援をさせていただいています。保護者の皆さん、最初の相 談はハードルが高い、行政相談にはなかなか一歩が出ないという方が多いのですが、当セ ンター相談員は傾聴を第1に優先し、まずはお話を聞きます。そして、「お母さんお父さん頑張ってこられましたね」とねぎらいの言葉をかけることを心がけております。お困りの保護者の方がいらっしゃいましたら、ぜひ、子供相談を御紹介いただければと思っております。

○地域づくり応援課

地域づくり応援課では、「多様性は可能性」というスローガンを掲げ、「多文化共生」や「男女共同参画」、「ジェンダー」等の課題に取り組んでいるところです。全ての問題に共通するのが、人権の大切さ人権を守っていくということで、まさに、いじめ問題も同じことなのではないかと思っています。地域づくり応援課は、本庁舎に職員約20名、各地区には23の交流センターがあって、70名近くの職員がおります。もしかしたら、地域でそのような子どもの様子を見かけることもあるかもしれませんので、我々職員がいじめ問題について共通認識をもち、人権を大切にするという意識のもと、もし何かあったときには、市役所であればこども若者相談センター、そして、各学校と連携を図るという姿勢を大切にして進めていきたいと思っています。

○学校教育課

関係機関の皆様におかれましては、日々、子どもたちや学校と、いろんな相談に御協力いただき、本当にありがとうございます。学校ではいじめの認知件数がどんどん増えている状態にあります。増えていることは、それだけ子どもたちの見取りを各学校がきちんとしているということですので、そのことは非常にいい傾向かと思います。ただ、認知した場合は、その指導が大切です。学校でできることだけでなく、外部機関との連携を含めながら進めていくこともありますので、ぜひ今後ともよろしくお願いします。

○静西教育事務所

(資料代読)静岡県西部管内の問題行動の状況について概要をお伝えします。小学校では、生徒間暴力、対教師暴力、授業放棄が増加し、中学校ではそれらに加え、深夜徘徊、ネットトラブルが増加している状況です。件数の多い生徒間暴力、授業放棄については、特別な配慮や支援の必要な児童が、ある刺激に対して感情のコントロールが難しく、授業を受けられない状態になったり、教職員に暴力をふるったりしていると考えられます。学校体制で家庭と連携を図りながら、SCやSSW等も効果的に活用し、児童生徒を見守ることができるよう、組織的な対応が求められています。

次にいじめについてです。いじめの認知件数については、小学校・中学校ともに増加しています。小中学校ともに、いじめを積極的に認知しようとする姿勢が高まっていることが伺えます。また、問題行動における児童生徒間のトラブルに対しても、いじめと認知した上で対応にあたっている学校が増加しているものと考えられ、引き続き、認知もれがないよう組織で対応することが重要であると考えています。

続いて、不登校者数については、小学校・中学校ともに増加しています。小中学校ともに、新規不登校児童生徒数の増加率が高いため、どの学年においても初期段階の児童生徒に対して迅速かつ丁寧な初期対応が求められます。長引くコロナ禍で、十分なコミュニケ

ーションがとれず、友達との絆づくりが不十分となり、学習面と生活面の双方において、 気軽に相談を持ち掛けられずに孤立してしまうことが考えられます。教師は、子どもたち の居場所づくりに努めるとともに、子どもたち同士がコミュニケーションを図りながら絆 づくりができるよう、魅力ある学校づくりを進めていく必要があります。県教育委員会と して、これら問題行動等に対し、引き続き、市町教育委員会と連携を図りながら、子ども たちのために尽力していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○学校代表

- 各機関の連携は以前よりも深まってきていると感じています。
- ・レジリエンスという言葉がもっと学校や社会に広がっていいのではないかと感じます。
- ・同じDVDを見ても学級によって雰囲気や反応が違うという点、これは、子どもたち が環境に大きく影響されるということを端的に表したものと考えられます。

○教育長

- ・いじめ問題は、やはり最終的には人権問題だと思います。ウクライナの問題があるが、 大人の問題、大人が判断した内容が子どもの心に影響を与えていることがあります。
- ・小学校、中学校において、子どもがいじめられたと感じる場面はあると考えます。そのとき、話し合う仲間がいるか、相談できるところはあるかということが大切です。
- ・各分野の皆様方にいろいろな面でお世話になり、ありがたく思います。市教育委員会 として関係機関の皆さんと連携するのは心強いです。ありがとうございます。